明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○統計法施行令の一部を改正する政令（四六）　二

〔省　令〕
○農林水産省関係相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行規則（**農林水産**一二）　二
○自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（**国土交通**七）　三

〔告　示〕
○中華人民共和国産電解二酸化マンガンに対する関税定率法第八条第二十七項に規定する調査開始の件（**財務**五二）　三
○労働安全衛生法及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の規定により都道府県労働局長が製造時等検査の業務を自ら行うものとする件（**厚生労働**六六）　四
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**農林水産**三九〇）　四
○指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示（**国土交通**一六六）　五
○運輸審議会から答申があった件（**同**一六七）　六
○船舶安全法の規定に基づき、型式を承認した件（**同**一六八）　六
○水先人に免許を与えた件（**同**一六九）　六
○都市計画に関する件（**関東地方整備局**七五）　七
○道路に関する件（**近畿地方整備局**二八）　七
○都市計画に関する件（**九州地方整備局**四一）　七
○道路に関する件（**北海道開発局**一六）　七

〔国会事項〕
内閣　七

〔人事異動〕
官庁　七
裁判所　七
会社その他　七

〔叙位・叙勲〕　七

〔官庁報告〕
法務　七
公証人任免（法務省）　七

〔公　告〕
諸事項　三八

本号で公布された法令のあらまし

◇統計法施行令の一部を改正する政令（政令第四六号）（総務省）

1　別表第二の九の項に規定する国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地及び建物の所有及び利用並びに当該法人による土地の購入及び売却についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計の調査方法の変更に伴い、地方公共団体の長が行う事務に関する規定について所要の改正を行うこととした。（別表第二関係）

2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。